

疾 対 第 24 号  
令和 6 年 4 月 8 日

奈良県医師会長 殿  
奈良県薬剤師会長 殿  
奈良県看護協会長  
奈良県訪問看護ステーション協議会長 殿

奈良県福祉医療部医療政策局  
疾 病 対 策 課 長

感染症法に基づく「医療措置協定」締結に向けた手続きについて（依頼）

平素は、本県の保健医療政策にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。  
このたび、感染症法第 36 条第 3 項の規定に基づく医療措置協定の締結に向け、医療機関（診療所、薬局、訪問看護事業所）との手続きを開始することになりました。  
つきましては、下記のとおり、貴会員へのご周知についてご協力をお願いいたします。

#### 記

#### 1. 添付資料

- ・ 感染症法に基づく医療機関等との協定締結について
- ・ 協定書案
- ・ 医療措置協定の解説
- ・ 医療措置協定に関する FAQ

#### 2. 医療措置協定の締結に向けた手続き方法

県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.nara.jp/63858.htm>

※病院との手続きについては、後日開始する予定です。



#### 3. 申出受付期間

～ 7 月 3 1 日 (水)

奈良県福祉医療部医療政策局  
疾病対策課 感染症係  
TEL 0742 (27) 8612  
FAX 0742 (27) 8262  
Mail [kenko@office.pref.nara.lg.jp](mailto:kenko@office.pref.nara.lg.jp)